

福岡工業大学 機関リポジトリ

FITREPO

Title	拮本判例研究 「金融機関の従業員による説明義務違反と不法行為の成否」
Author(s)	松本博
Citation	福岡工業大学研究論集 第39巻第1号 P99-P114
Issue Date	2006-9
URI	http://hdl.handle.net/11478/836
Right	
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	publisher

Fukuoka Institute of Technology

拮本判例研究

「金融機関の従業員による説明義務違反と不法行為の成否」

松 本 博 (社会環境学専攻)

Case Study: "Disclosure obligation breaches and illegal conduct
by financial institution employees"

Hiroshi MATSUMOTO (Department of Social and Environmental Studies)

Abstract

This treatise is a review of the Japanese Supreme Court's judgment of November 7, 2003, in a case involving the disclosure obligation of financial institution employees when their banking establishment makes an offer to sell residential land with an ulterior motive of hoping to provide a loan to the buyer. This judgment admits there may be extenuating circumstances in specific cases and does not establish a definitive criterion for judgments on disclosure obligation, but it does establish a precedent considering that there is no clear standard for banking employee accountability. Nonetheless, this author cannot support the Supreme Court's conclusion: While it is possible to think of the High Court's reasoning in this case being based on the fact that the purchase contract and the financing contract being one and the same document, the Supreme Court perceived that the purchase contract and financing contract are basically separate contracts that make a distinction between the parties. When purchasing and financing coincide, it is important that the document be appropriate for the established purpose from the perspective of both parties. In this situation, the impropriety of the act of solicitation itself is not that important. In this aspect, this treatise supports the gist of the high court's judgment.

Keywords: accountability, banking establishment, tort, financing, contract

金融機関の従業員が顧客に対し融資を受けて宅地を購入するように勧誘する際に当該宅地が接道要件を具仙していないことを説明しなかったことが当該宅地を購入した顧客に対する不法行為を構成するとはいえないとされた事例

最判平15・11・7破棄自判金判1189号4頁

事案概要

Y信用金庫の従業員であるAは、顧客のXに対し、

Yから融資を受けて本件土地（'と地屯成かなされて分譲中であった土地の"区画"）を購入するように積極的に勧話し、その結果、昭相6工年7月7日、XはYから1200万円の融資を受けて、本件土地を所有者Bから1180万円で購入する契約を締結した。本1↑土地には、公道に通ずる私道（本件私道）があり本件私道を構成する複数の土地はすべて私有地であったが、不動産登記簿上の地目は、当時からいづれも「公衆用道路」であった。本件土地は、本件私道且面する造成宅地のうちの殻も奥の区画であり、本件私道の音が本件土地の前皿道路部分に当たり、この部分もBが所有して

平成18年5月31日受付

いた一

本件売買契約の締結には、XとBのほか、完主側の不動産仲介業者であるC社の担当者らが立ち会い、Xは、本件土地が第二種住居専用地域にあり、6m幅の私道に該している旨記載された重要事項説明書の交付を受けた。本件土地の印血直路部分は、本件売買契約が締結された当時、道路位置の指定がされておらず、本件土地は建築基準法43条1項本文所定の接道要件を満たしていなかったが、Xは、BやCの担当者からも、Aからもその旨の説明を受けていなかった。本件私道に占拠する造成宅地の区画には、本件七地を除き、いずれも建物が建築されたが、Xは、本件土地購入後も、長年にわたり、本件土地を空き地の状態のままにしていた。その間に、本件前面道路部分は、平成6年5月5日、Bの死亡によりその相続人が相続し、平成8年6月24日に、売買を原因とするCへの所有権移転登記の手続が行われた。

Xは、平成11年頃、本件土地上に建物を建築しようとしたが、本件土地が採道要件を満たさないため、建築確認を受けられなかった。そのため、XIも、Cに対し、本件前面道路部分について道路位置の指定を受けることなどについて協力を求めたが、これを拒否され、かえって、Cから本件前面道路部分を高額で買い取ることを求められた。

そこで、XIは、Yに対し、Aは本件七地が接道要件を満たさない土地であることをXに説明すべき義務があったのにこれを怠った旨を主張して、民法715条の規定に基つき、損害の賠償と遅延損害金の支払を求めた。一・沓 (大津地判平13・7・18金判1189号14頁) は、XとBとの間で、削面道路部分となっている土地について、少なくとも黙示で地役権設定契約が設定されていたと認め、この土地の所有権を取得したCがその登記の欠缺を主張する『崎な利益を行しないから、Xは4増土地に建物を建気できるのであり、Xの主張はその前提を欠くなどと述べて、Yの説明義務を否定した。これに対して、原審 (大阪高判平13・12・9金判1189号12頁) は、『本件売買契約1よ、融資契約と-1本となって、Yの利益のために、Y0従業員であるAのあ- せんによって行われたものであるから、Aは、XIに対し、信義則上、本件売買契約締結に先立って、本件土地が接道要件を満たさないことなどについて説明する義務を負う』と判ぶし、一審半1決を昂取り消し、Xの請求を、200万円程度の限度で認容した。そこで、YかAの晶明義務違反を認めた原審の判研の法令違反

を理由として、[告受理申立てを行った。

Y信用金庫

(従業員A)

資金融資 ↓

顧客 X ← (本件土地購入) 売主B

[判旨]

- 「本件売買契約とXとYとの間の上記の融資契約とは、当事者を異にする別個の契約であるか、Aは、後者の融資契約を成立させる目的で本件土地の購入にかかわったものである。このような場合に、Aが接道要件が具備していないことを認識しながら、これをXに殊更に知らせなかったり、又は知らせることを怠ったりしたこと、Yが本件十訛の売主や販売業者と業務提携等をし、Yの従業員が本件土地の売上等の販売活動に深くかかわっており、AのXに対する本件土地の購入の勧誘も、その一環であることなど、信義則上、AのXに対する説明義務を肯認する根拠となり得るような特段の事情を原審に認定しておらず、また、そのような事情は、記録上もつかうことができない。
- 本件前面道路部分は、本件私道の一部であり、本件売買契約締結当時、本件土地の売主であるBが所有しており、不動産登記簿上の地目も公衆用道路とされていたことから、BがXに元却し本件土地の接道要件を満たすために本件前面近路部分につき道路位置の指店を受けること等のBの協力が得られることについては、その当時、十分期待することができたのであり、な件土地は、建物を建築するのに法的な支障が生ずる可能性の乏しい物件であった。
- 本件土地が接道要件を満たしているかどうかという点は、宅地建物取引業法35条1項所定の重要事項として、書面による説明義務がある。本件売買契約においては、売主側の仲介業者であるCがその説明義務を負っているのであって、Aに同様の義務があるわけではない。」これらの諸点にかんがみると、AがXに対して本件土地が接道要件を満たしていないことについて説明をしなかったことが、Xに対する不法行為を構成するとはいえない。

以上のように判示して、最高裁は、原判決中のYの敗訴部分を破棄して、Xの控訴を棄却した。

[研究]

・判決のポイント

本件では、金融機関の従業員が顧客に対し融貨を受けて宅地を購入するように勧誘したものであるが、その際に当該宅地が接定要件を具備していないことの説明義務の存否が争われた。金融機関の従業員が融資勧誘目的で土地の購入を勧めたという事実によっても、不動産売買契約の直轄当事者でないその従業員に直ちに説明義務が店じるわけではない。説明義務が肯定されるような特段の事情があるとして、初めて命題機関の従業員にも説明義務が仕るようになる。

本判決は、どのような場合に特段の事情が認められて説明義務が生じるのかについての基本的な判断基準は示されていない。本判決では、特段の事情を肯定するだけの事由が認められないとして、説明義務を否定する事例が下されたにすぎないものと考えられる。

しかし、本判決が、契約締結過程における説明義務一本件の場合は、契約の直接当事者ではない金融機関の従業員が融資勧高を目的に契約に携わった除の虚明義務についての指針となる判例が存在せず、判例集が明瞭な中で下された判決である点、実務の上では参考となるものととらえられる。

判例・学説

本件は、金融機関の従業員が融資契約を成しさせる目的で宅地の購入契約を勧誘したというものである。

法の基本原則に従えば、契約締結のための情報の収集は各当事者の自己責任であるということになる。しかし、契約当事者間の情報収集力等や内面的知識に著しい格差がある場合には、その契約締結過程において、その一方当事者は相手方に対して、信義則上、説明義務（情報提供義務）を負う場合があると解されている。

学説上も、不動産売買で専門業者（宅地建物取引業者）が売主となる場合、②フランチャイズ契約、げん投機的性格を持った短融取引（インパクト・ローン、変額保険、ワラント等）といった事例では、説明義務が求められると考えられ、場合によっては説明義務が規定されている。これらのケースについては、下級審の裁判例も、説明義務の存在自体は概ね肯定しており、また、ごく簡単な説示ではあるものの、変額保険の募集にあつた1日を除く日の説明義務違反を肯定した原審の判断を止むとして是認する旨の判決を示した最高裁の判決もある。もっとも、信義則上、説明義務を負わされる根拠・安んじ・範囲等については、気況・裁判例ともに、必ずしも明確に示されておらず、これを論じた最高裁判例も見当たらない。

契約の直接当事者ではないか、これと密接な関係を

有する第三者（変額保険の勧誘をした銀行等）についても、信義則上、説明義務が求められる場合があるものと解される。

が動産光買に関する融資についての金融機関の説明義務に関する裁判例としては、①[東京地判平10・5・13]、②[東東地判平13・2・7]がある、。

①の事案では、旧漏りがひどく、修補が能の欠陥建物の完買を仲介した限行支店長、税理士、宅地建物取引主担当者、買主に対する説明義務違反があるとして、これら二名と銀行等の不法行凶り責任を認めた。銀行の責任について判決は、銀行支店長は、欠陥建物の元主か銀行の重要顧客であったことなどから、「売主側の仲介者兼」[オ務コンサルタントとしての地位]にあり、原告に対して自己の人手した重要な情報を告知すべき義務があると判断し、支店長は雨漏りの原人として再築の危険があることを認識していたにもかかわらず、同席した売買契約締結の場において、宅地建物取引業者が「過去に雨漏りかしたことがあるが、修繕をして現在は雨漏りか止まっている」という趣旨の説明をしているのを聞きながら、「積極的にこれを工す説明をしなかったことは告知義務違反に当たる」とした。

②においては、顧客が銀行の従業員から勧誘され、相続税対策として銀行から融資を受けて不動産を購入したが、その際、従業員が融資の金利について貸出利率が年10.35パーセントないし10.5パーセントであるのに、年7.5パーセントであるとの虚偽の言明をし、これに見ついで返済可能であるとしたものである。本件では、融資の返済ができなくなった場合について、従業員の説明義務違反を認め、銀行の不法行為責任を竹定している。

このほかにも限行の従業員の説明義務違反が問われたものとしては、変額保険の勧誘[この限行の従業員の説明義務違反に関する下級審裁判例のケースが多数存在している]。

説明義務違反を肯定したものは、③[大阪地判平7・9・8]、④[大阪地判平9・7・31]、⑤[大阪地判平12・12・21]、⑥[東東地判平14・4・23]、⑦[大阪高判平15・3・26]などである。

③は、銀行の従業員が自ら顧客に変額保険を勧誘し、保険会社の生命保険募集人を同行して自らも同席し、で説明させた事案である。銀行が顧客に保険についての説明をする義務を負うとしていないが、変額保険に対する銀行担当者の深い関与のほか、顧客の変額保険加入動機とその認識可能性等からすると、銀行の担当者

は、保険会社側の説明によって顧客が変額保険の内容について誤解しているときは、自ら誤解を解くための説明を行うか、保険会社側に再度の正確な説明を促すべきであるとした。

④は、銀行の従業員が変額保険に関する説明を行い、保険会社の従業員に顧客を紹介した事案である。本件では、保険契約と消費貸借契約が密接に関連し、銀行が変額保険の締結に深く関与している場合、銀行は、消費貸借契約の内容について説明することはもちろんのこと、信義則上、変額保険の内容、危険性についても説明すべき義務が生ずるとしている。

⑤は、顧客が銀行の相続税対策セミナーに誘われ、これに出席した後、銀行の従業員から個別に説明したい旨の連絡を受け、銀行に赴いたところ変額保険に加入することを進められ、保険会社の従業員を紹介されたという事案である。銀行の従業員は主導的な立場で勧誘に関与したとして、保険会社従業員のシミュレーションの内容を補足させるべき、あるいは、自ら顧客に将来にわたる貸出利率や追加融資の不確定性を補足して説明すべき信義則上の義務を負っているとの判断が下された。

⑥は、銀行の従業員が、資産運用のコンサルティング会社と連携して融資を前提とする変額保険の勧誘を行った事案で、変額保険が、相続税対策としては商品としての適格性を欠く場合があることを指摘したうえ、顧客の適切な判断を誤らせたコンサルティング会社従業員の行為に銀行従業員が加担したことが認められた。

⑦の事案では、銀行が取引先である顧客に相続税対策の提案という形で変額保険を勧誘した後に、変額保険の募集人が登場した場合に、変額保険契約—保険料融資契約とも錯誤により無効であると判断された。

これらの裁判例から窺い知ることができるのは、銀行の責任を肯定するものは、銀行の従業員自らが融資一体型保険を勧誘した事例であり、保険会社従業員の勧誘および説明によって顧客が契約する意思を固めた後に銀行の従業員が関与したケースでは、銀行の責任が否定されていることである¹⁴⁰。

契約当事者でないものの融資勧誘目的で契約締結に関わった金融機関の説明義務について学説が主として論じてきたのは、融資一体型の変額保険における金融機関の説明義務についてである。このケースで学説が主に考慮してきたのは、銀行の従業員の勧誘行為の態

様への不当性についてだったといえよう¹⁵⁰。

これに対して、⑥の事案を契機として、変額保険の相続税対策としての「適格性（適合性）」に着目する学説が登場している¹⁶⁰。相続税対策の目的にとつての保険契約締結の有利性についての金融機関の助言義務を考える意見もあるが¹⁷、これも契約目的との関連での契約締結の当否を問題としている。

いずれにしても、変額保険以外のケースについての裁判例や第三者の説明義務を本格的・一般的に論ずる学説は乏しく、その要件等については、未だ不明確な点が多いといえる。

【検討】

本件に関する最高裁の判断については支持することができない。以下、検討を行う。

不動産売買への融資に関して金融機関の説明義務違反を認めた①、②は、いずれも銀行の従業員が売買契約の勧誘に積極的な関与をしていたなど、勧誘の態様についての不当性が高いケースであり¹⁸、銀行に信義則上の説明義務が認められ易い事案であった。

本件原判決は、Aの説明義務を肯定した理由として、「Aは、Xに対し、Yから融資を受けて本件土地を購入するように勧め、その結果、Xが本件土地の購入を決意したのであり、本件売買契約は、XとYとの間の融資契約と一体となって、Yの利益のために、Yの従業員であるAのあっせんによって行われたものである」と指摘しているが、これまでに見た従来の裁判例と比べると、この二点を認定するのみではAの説明義務を肯定する十分な説得力には欠けている。また、原判決が、Aが接道要件の不具備を認識していたことを認定していないことからすると、原審は、Aが事実関係において触れたような態様でXに土地の購入を勧めたという事実をもって、Aに接道要件の具備の有無を調査すべき義務が発生したと解しているようであるが¹⁹、不動産取引の専門家である宅建業者であれば、自己が関与する取引の目的物である不動産について、一定の調査・確認義務を負うことは当然であるとしても²⁰、不動産取引に融資する金融機関が当該不動産についての調査・確認義務を負うとする結論を、直ちには導くことはできない。この点でも、原判決は説得力に欠けている。

本判決は、金融機関の従業員が融資契約を成立させる目的で、顧客を積極的に勧誘し、顧客をして不動産

を購入させた場合であっても、それだけでは当該従業員に不動産の現状に関する説明義務は生じないと判示した。そして、例外的に融資を行った金融機関の従業員に説明義務が生ずる場合として、信義則上、当該従業員の説明義務を肯認する根拠となり得るような「特段の事情」が必要であると、この「特段の事情」とは、⑦従業員が接道要件を具備していないことを認識しながら、これを顧客に知らせなかったり、または知らせることを怠ったりしたこと、④金融機関が売主や販売業者と業務提携をし、従業員が売主等の販売活動に深く関与しており、問題となった勧誘行為もその一環であることなどであるとした（以上、判旨1の部分より）。これに加え、判旨2、3部分を指摘して、Yの不法行為責任を否定した。

これらのうち、判旨3すなわち、宅地業法において説明義務を負っているのは、仲介業者であり、金融機関の従業員ではない、という部分は、変額保険についての事例で、募集法（平成7年廃止）、銀行法において銀行員の保険募集が認められないことから類似的議論もあったが、変額保険については現在では克服されており²¹、不動産取引においてもさほど重要な意味はもたないと考えられる。

判旨2の、売買契約当時建物に建築したのであれば、Bの協力を得ることが十分期待できたという点こそ、本件に特有の事情である。そうであれば、本判決の意義は、金融機関の従業員が融資契約を成立させる目的で、顧客を積極的に勧誘し、顧客に不動産を購入させた場合であっても、「特段の事情」がないかぎり、当該従業員に不動産の現状に関する説明義務は生じないことを明らかにしたことと、⑦、④が「特段の事情」を認める方向のファクターとなることを示したことにあるといえる。本判決が、判旨1に加えて判旨2および3も考慮していることからすると、判旨1の⑦、④は、これらがあれば直ちに「特段の事情」が認められる要件として例示されたものではなく、「特段の事情」を肯定しうるファクターの例示として挙げられたものとして考えることができる²²。本判決の構造についてはこのように理解するものの、以下の点で本判決に疑問を覚える。

前述の通り原判決の説示は説得力を欠いているが、これは銀行の不法行為責任の根拠を銀行従業員の勧誘行為の態様の不当性に求め、Aの勧誘行為の不当性が大きいことの具体的な認定がなされていない、という観点に立つものである。確かに、③、④、⑤の事案は、

銀行が融資一体型の変額保険の勧誘を行ったことや、変額保険への加入について銀行が主導的立場を果たしたことを認定しており、勧誘行為の態様の不当性を判断の決め手にしている。

しかし、⑥の事案が変額保険と保険料融資を一個の商品のようにとらえて相続税対策目的への商品「適格性」を判断することにより、投資リスクと融資リスクを一体的に評価する基盤を築いた²³ことを重視すべきである。

また、⑦の事案も、相続税対策として有効かどうかということは、変額保険契約のみならず銀行との間の金銭消費貸借契約の要素であるとして、金銭消費貸借を錯誤無効としている。本件において、裁判所は、「本件保険契約が真実は大なる投機的なリスクを孕んでおり、損益の予測が極めて困難で相続対策とは相容れない不確実の側面を多々有する」と指摘しており、⑥の事案と同様に、変額保険の相続税対策としての「合目的性」に着目した判決といえる。

このような観点からすると、本件原審が、本件売買契約は、XとYとの間の融資契約と一体となって、Yの利益のために、Yの従業員であるAの斡旋によって行われたものであると判断している点は正鵠を射ているように思われる。本件のこの点に注目して考えるならば、本件目的不動産と融資とを一まとまりとなった商品のように捉えて、その商品の本件契約目的への適合性を問題とする構成が適切だったのではないだろうか。

原判決が、本件売買契約と融資契約の一体性の視点から論理を出発させた判決と考えることができるのに対して、本判決は、本件売買契約と融資契約とは基本的に当事者を異にする別個の契約であるという点で捉え、Aが融資契約を成立させる目的で本件土地の購入に関わった場合であっても、特段の事情がないかぎり、Aに接道要件不具備についての説明義務はないとした。確かに融資契約は一般的には売買契約の手段にすぎず、このような一般的な場合であれば、金融機関の勧誘行為の不当性がよほど大きい場合でもないかぎり、金融機関に責任はない。しかし、売買と融資が一体化している場合には、両者を一体のものとして捉えたときの契約目的物の目的適合性こそが重要であり、勧誘行為の行為態様自体の不当性についてはさほど重要ではないのではないか。これを本件に即して考えると、融資契約が売買契約と一体化している場合に、顧客が住宅建築目的で土地を購入することになるが、この土地が

建物建築に必要である接道要件を具備していないことを、土地購入を勧誘した金融機関の従業員が認識し、または認識しうる場合には、信義則上、このような土地売買における契約目的の不適合性を顧客に知らせる義務があると考えられる。

⑥の事案は変額保険に関する判決である。したがって、本件のような不動産売買に関する場合と、商品としてのリスクの高さから公序良俗違反の問題さえ引き起こしうる可能性を孕んだ²⁴変額保険の場合とを同列に扱うことができないことは当然である。

しかし、金融機関が融資の専門家であることを考慮するなら、顧客の専門家に対する信頼に基づき、金融機関は、売買と融資を一体のものとして捉えたときの契約目的の不適合性を顧客に知らせる信義則上の義務を負うと解すべきである。このことは変額保険に関する⑥の場合ともその根幹を同一にする判断であると思われる。ただし、接道要件の不具備についての説明義務は、単なる事実の不告知に近く、変額保険における金融機関の助言義務とは異なる側面があるといえよう²⁵。

以上に述べたような観点から本件最高裁の結論については支持することができない。本文中に指摘した通りの幾つかの修正すべき点はあるものの、基本的な考え方としては原判決を支持するものである。

(注)

- 1 内田貴・民法Ⅱ27頁、横山美夏・ジュリスト1094号128頁、同・民商123号・4＝5・551頁、野澤正充・法教273号34頁、小粥太郎・自由と正義47号・10頁・36頁等参照。
- 2 宅地建物取引業法35条、金融商品の販売等に関する法律3条、消費者契約法3条等。
- 3 最判平8・10・28金法1469号49頁他に公刊物で紹介された最高裁判決として、保険会社の説明義務違反を否定した高裁判決に対する上告を例文で棄却した最判平8・9・26金法1469号49頁がある。これらの最高裁判決の評釈に、瀬川信久判夕933号75頁、山下丈私法判例リマークス1997下115頁、同・金商1034号56頁、甘利公人金商1034号63頁等がある。
- 4 さらに、説明義務に違反した場合の効果についても、必ずしも明らかではない。横山・前掲、野澤・前掲、小粥・前掲等。なお、最三判平15・12・9（民集57巻11号）は、火災保険契約の申込者は、特段の

事情のない限り、保険会社側に地震保険に関する事項についての情報提供・説明に不十分な点があったことを理由として慰謝料を請求することはできない旨を判示した。

5 判時1666号85頁

6 判時1757号104頁、なお、原野商法に關与した銀行の不法行為責任を肯定した、名古屋地判平6・9・26判時1523号114頁があるものの、銀行の説明義務については言及していない。

7 変額保険の勧誘をした銀行の責任を論じたものとして、円谷峻・森島昭夫＝伊藤進編消費者取引判例百選〔別冊ジュリスト135号〕136頁、後藤卷則・ジュリスト1087号142頁、松岡久和・金法1465号17頁、松本恒雄・金商1034号39頁等。銀行の責任を認めた高裁判決に、東京高判平14・4・23判時1784号76頁（高裁で和解成立。判決評釈につき、潮見佳男・NBL743号10頁）がある。

8 判時1559号77頁

9 判時1645号98頁

10 金法1604号37頁

11 判時1784号76頁

12 金判1183号42頁

13 詳細については、山崎健一・道尻豊・宮田隆男「最近の裁判例における変額保険訴訟の到達点」NBL781号60頁を参照。

14 山崎健一・道尻豊・宮田隆男前掲64頁

15 学説については、松岡久和「保険会社の勧誘と銀行の法的責任」金法1465号17頁、本田純一「契約規範の成立と範囲」102頁一粒社（1999年）など参照。

16 潮見佳男「相続税対策としての変額保険の『適格性』と銀行の不法行為責任」NBL743号12頁

17 後藤卷則『消費者契約の法理論』122頁弘文堂（2002年）

18 ①の事案の場合、銀行の不法行為責任が銀行支店長の故意に着目したものであることにつき、中田裕康「判批」私法判例リマークス20号69頁を参照。

19 判時1845号60頁を参照。

20 工藤祐巖「宅地建物取引主任者の責任」川井健編『専門家の責任』388頁以下日本評論社（1993年）

21 松岡前掲23頁

22 なお、本判決の意義につき、香川裕爾「土地購入資金を融資した金融機関従業員の接道要件説明義務」金判1179号2頁を参照。

23潮見前掲13頁

24松岡前掲21頁

25中田前掲69頁

消費者金融とグレーゾーン金利の方向性

松 本 博 (社会環境学科)

Trends in consumer credit and gray zone interest rates in Japan

Hiroshi MATSUMOTO (Department of Social and Environmental Studies)

Abstract

Essentially, the debtor does not have to pay that part of the interest rate which exceeds the limits established by the Interest Restriction Act. However, interest rate payments made by debtors of their own free will and accord, are valid and the consumer cannot later demand the return of the excess portion paid. On the other hand, a penalty is imposed for the making of contracts with interest exceeding the cap specified in the Investment Law. Those interest rates that exceed the interest rate cap stipulated by the Interest Restriction Act but which do not exceed the interest rate cap specified by the Investment Law are called gray zone interest rates in Japan. In January 2006, the Supreme Court (of Japan) issued a decision that deemed those gray zone interest rates to be null and void where payment was made under duress. As the conclusion of this judgment merely reiterates the obvious, the legislative revisions to abolish gray zone interest rates downright should immediately be enacted. When doing so, it will be necessary to revise the classifications for interest rate standards, as well as the interest rates to be applied, basing them on monetary amounts that take the present situation into account.

Keywords: consumer credit, obligor, cap-interest-rate, gray zone interest rate, penalty

はじめに

消費者金融大手であるアイフルの強引な営業活動や高い金利、厳しい取り立てなどその違法性が社会問題となって、2005年4月16日、「アイフル被害対策全国会議」が被害者や弁護士、司法書士を中心に結成され、同会議が金融庁に意見書を提出した。金融庁と財務省近畿財務局も同年6月頃からこの問題を調査していたが、今年(2006年)4月14日、およそ1900あるアイフル全店舗(無人店舗も含む)に対して5月8日から3~25日間の新たな顧客の勧誘、融資などに関する

業務停止命令が出されることとなった¹⁰。かわいらしいキャラクターを登用しホワイトに富んだテレビコマーシャルによって従来の暗いイメージを払拭し、表向きのイメージ改善には成功していたアイフルに代表される消費者金融業界であったが、今回の事件でそのダークサイドを露呈することとなった²⁰。確かに、今回対象となったアイフルの取り立て自体は他の消費者金融業者と比べて厳しいものであったかもしれないが、もっと過激な言動で取立てを行う大手業者も皆無ではない。取り立ての過酷さは会社自体での傾向もあるかもしれないが、担当者によってもかなり左右されるであろう。別段アイフルだけが追い込みの激しい取り立てをしているわけではない。いずれにしろ消費者金融全体の体質に問題が内在していると考えられる。

今回のアイフルに対する業務停止命令に先立って、今年1月13日、最高裁が利息制限法の上限を超える利息について、明らかな強制だけでなく、事実上の強制があった場合も特段の事情がない限りは「無効」とする判断を下した³。最高裁は今回の判決だけではなく、これまでも利息制限法を越す利息を無効としてきたが、これに加えて今回の判断である。さらに最高裁の判決を受ける形で、金融庁の「貸金業制度等に関する懇談会」が、グレーゾーン金利をめぐる、「廃止の方向が望ましい」とする中間提言を4月21日にまとめた。アイフルの違法回収問題が流れに棹差したともいえる。今、消費者金融業界全体に厳しい向かい風が吹き始めた。

消費者金融の現状

消費者金融とは、貸金業のうち消費者への金銭の貸付けのこと、またはこれを行う貸金業者のことをいう。出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）に基づく範囲内の金利で貸し付けるもの（最高年利29.2%、ただしうるう年は最高年利29.28%）と、違法に高い金利で貸し付けるもの（いわゆるヤミ金融）がある。ただし、利息制限法では、貸金元本が10万円以上100万円未満であれば年利18%が上限とされており、強制法規である利息制限法を守るべきであるとされている。

貸金業者は、貸金業の規制等に関する法律に基づいて、二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置する場合は内閣総理大臣（財務局）の、一の都道府県の区域内の場合は都道府県知事の登録を受けなければならない。無登録で営業している闇金融は貸付けそのものが違法行為として処罰の対象となる。しかし、近年は財務局に比べ、登録審査基準の甘いことを理由に都道府県に登録の申請を行う業者が増加している。とくに東京都に登録して正規事業所としての実態がない業者は「十日で一割」ではなく、「東京都知事(1)第XXXXX号」（＝貸金業登録番号）の意味から”トイチ”業者という呼び方をされている。このような業者は主としてスポーツ紙や夕刊紙を広告媒体として利用していることが多い。

消費者金融は、高い金利を特徴とすることから、「高利貸し」とも呼ばれてきた。英語圏内の国々では、そのイメージから俗語として *loan shark* と呼ばれている。1970年代当時は、サラリーマンを対象とした業

者が多かったことから「サラ金」（「サラリーマン金融」の略語）、あるいは市街地を中心に営業を展開したことから「街金」（まちきん）とも呼ばれていたが、やがて、女性（OLや主婦層）や自営業者などの契約も増加し、1980年代頃からは「消費者金融」の名称が一般的に使用されるようになった。

その背景としては、過剰な融資や高金利、過酷な取り立てにより、「サラ金地獄」という言葉が頻繁にメディアに取り上げられるようになって、「サラ金」という言葉の持つイメージが著しく悪化したことから、業界自身が新たな名称として「消費者金融」の使用を押し進めたことにある。消費者金融が飛躍的に成長していったのは1990年代初頭の、いわゆるバブル経済崩壊以降である。バブル崩壊によって厳しい経済状態に苦しむ消費者家庭が増加したことに加え、1995年にそれまで深夜枠に限られていたテレビコマーシャルがゴールデンタイムなどの時間帯でも解禁され、さらに自動契約機の導入などの追い風を受けて、消費者金融は業界をあげて、それまでの暗い「サラ金」「街金」のイメージの払拭に努めたことがその理由として考えられる。その結果、店舗で担当者向き合って融資を申し込むといった形のみならず、郊外の道路沿いに設置された自動契約機で契約申込をする利用者も増加した。この勢いで、大手業者の中には株式を上場するものも出現した。

そうした中で2000年前後からは全情連（全国信用情報センター連合会）やCCBなどの個人信用情報機関による悪質債務者（「ブラック」、「ネガティブ」または「ネガ」ともいわれる）情報の共有化がなされ、与信を厳格化した。これによって大手6社などでは契約者の属性が向上し経営自体が健全化していったが、こうした与信システムの下では「まともな金融機関」から借り入れができる人の数は頭打ちとなり、スケールメリットのある大手業者と、こぢんまりとしても経営可能な小規模業者の間に挟まれた中堅クラスの業者の中には、急激に業績が悪化し、大手業者による買収を受けたり、あるいは債権譲渡を行うものも現れた。

なお、この頃「ヤミ金」（闇金融）被害が急増しており、消費者金融業界は、その原因を、信用情報機関による与信の厳格化と中堅業者の淘汰に求める見解を示している。しかし、この時期のヤミ金被害急増の原因は、不況の長期化による所得の減少、デフレによる金融債務の実質負担の増加、不況による暴力団員のサイドビジネスへの進出、携帯電話の普及などに求める

見解の方が一般的なように思われる。

近年、大手の消費者金融業者は、銀行と提携しローン保証業務に乗り出したり、また、メガバンク（持株会社を含む）の資本参加を受けるなどの動きもある一方、前近代的なオーナー経営の業者も多く、取り立てにかかわる数々の問題、高金利、多重債務、「武富士」創業者の元会長が関与したとされる電話盗聴事件⁸などの社会問題が依然として解決されていない状態にある。

本文冒頭のように、金融庁より大手消費者金融業者の一つである「アイフル」に対する業務停止命令も下されている。

みなし弁済規定（貸金業規制法43条）

債務者は、制限利率により計算した金額を超える利息や、賠償額予定の制限を超える損害金を任意に支払っても、その返還を請求することができない（利息制限法1条2項、4条2項）。これは、債務者は、制限超過の利息、損害金を支払っても、その超過部分は民法491条により残存元本に充当され、元本債務の存在する限りその超過部分の返還を請求することはできないという趣旨である。そして、計算上元本が完済となったときは、その後に支払われた金額は、不当利得として返還を請求することができる。

制限超過支払部分の取り扱いについて、判例⁹は、当初、これを残存元本へ充当することは結果においてその返還を受けた場合と同一の経済的利益を生ずることになるから、利息制限法1条2項、4条2項に照らして許されないと解していた¹⁰。これは、大審院が旧利息制限法2条の「裁判上無効」という文言の解釈として採用していた考え方を成文化したという、立法者意思に忠実な解釈であるといえる。しかし、最高裁はその後、制限超過の利息、損害金は、本法1条1項、4条1項により無効とされ、その部分の債務は存在しないのであるから、その部分に対する支払は弁済の効力を生じず、債務者が利息、損害金と指定して支払っても、制限超過部分に対する指定は無意味であり、結局制限超過部分は、元本が存在するときは、民法491条によりこれに充当される旨判示して¹¹、これまでの見解を改めた。また、判例は、元本充当の結果、過払いが生じた場合の処理について、本法1条2項、4条2項の規定は元本債権の存在することを当然の前提とするものであり、元本債権が既に弁済によって消滅し

た場合には、もはや利息、損害金の超過支払ということとはあり得ないから、計算上元本が完済となった後に支払われた金額は、債権者の不当利得となる旨判示¹²、その後、制限超過の利息、損害金を元本とともに1回で弁済した事案についても不当利得返還請求を肯定した¹³。

利息制限法は、金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約又は賠償額の予定であれば、貸主が事業者であろうと非事業者であろうと区別なく適用がある。民法には利息の最高限や賠償額予定の制限に関する規定がないことから、利息制限法が金銭を目的とする消費貸借に限っては、利息の最高限や賠償額予定の制限に関する基本原則を定めた一般法といえることができる。

利息制限法所定の基本原則を修正する特別法としては、後述のみなし弁済を規定する貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業規制法」という。）43条があり、一定の要件を充たす場合には、制限超過の利息、損害金を支払っても、有効な利息、損害金の支払とみなされる。また、本法には罰則の規定がないから、制限超過の利息の契約や賠償額の予定をしたり、これらに基づいて利息、損害金を受領しても、そのことが直ちに罰則に結びつくことはない。

しかし、高利での貸付契約を行うことや厳しい取り立てを行ってもよいとか、みなし弁済規定の要件を充たせばいくらかでも高利を受領できるということではない。単利換算で年109.5%（2月29日を含む1年については年109.8%、1日当たり0.3%）を超える利息の契約又は賠償額の予定をしたり、これを受領し又はその支払を要求すれば処罰されることになる（出資法5条1項、3項、5項）。業として行われる金銭の貸付については、年29.2%（2月29日を含む1年については年29.28%、1日当たり0.08%）を超えれば処罰される（同条2項。ただし、日賦貸金業者が業として行う金銭の貸付については、当分の間、年54.75%（2月29日を含む1年については年54.9%、1日当たり0.15%）を超えた場合のみ処罰される。昭和58年法律第33号8項）。このため、市中の貸金業者は概ね年25%ないし29.2%という約定利率を掲げて営業している。

なお、物価統制令9条ノ2は不当高価契約等を禁止しており、利息は金銭の貸付という給付への対価に当たると考えれば、上述の利率規制に違反しない行為でも物価統制令9条ノ2に違反することがあり得るが、出資法6条は、金銭の貸付についての利息に関しては

物価統制令9条ノ2を適用しないとしている。

また、消費者契約法9条2号は、消費者契約に基づき消費者が負う金銭債務の履行遅滞について、損害賠償の額又は違約金の予定の上限を年14.6%に制限しているが、上述の利率規制は同法11条2項にいう「他の法律〔の〕別段の定め」に当たるとされているので、賠償額の予定は年14.6%に制限されない¹⁴。出資法の上限金利は、29.2%（ただしうるう年は最高年利29.28%）であり、これを越えた貸付けを行うと刑事罰の対象となる。消費者金融の金利は、出資法の上限金利を超えることはないが、一般に利息制限法の基準利率（10万円未満20%100万円未満18%それ以上は15%）を超えている。本来は利息制限法を越える部分の金利は払う必要はなく、もし支払った場合にはその分については元本に充当され、過払が生じていれば返還してもらえるのだが、法定の契約書類・受取証書が整備され、契約者が納得の上で自主的に払っている場合は金利の支払として有効となり、消費者は返還を求めることができない。これをみなし弁済（貸金業規制法43条）というが、実際には、みなし弁済が認められる条件は満たされていないことが多く、任意整理などをする際には、これをきちんと利息制限法の金利で計算し直し、過払いの残額を返させている（利息の引き直し）。貸金業者は、貸付にかかる契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令（貸金業規制法施行規則）で定めるところにより、所定の事項についてその契約の内容を明らかにする書面（実務上は「17条書面」と呼ばれる。）を相手方に交付しなければならない（同法17条1項）¹⁵。また、貸金業者は、貸付の契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けたときは、その都度、直ちに、内閣府令（同規則）で定めるところにより、所定の事項を記載した書面（実務上は「18条書面」と呼ばれる。）につき当該弁済をした者に交付しなければならない（同法18条1項）¹⁶。これらの規定は、貸金業者が契約内容を説明した書面や弁済の受取証書を借主に交付しないために契約内容や弁済の有無をめぐって紛争が頻発したことから、こうした紛争を予防する目的で置かれたものである。

そして、貸金業者が業として行う金銭を目的とする消費貸借上の利息（みなし利息を含む。）の契約又は賠償額の予定に基づき、債務者が利息又は賠償として任意に支払った金銭の額が、利息制限法1条1項、4条1項に定める制限額を超える場合において、貸金業者が17条書面及び18条書面を交付しているときは、

その支払は、有効な利息または賠償の支払とみなされるのである。

これは、前述の判例で確立した理論を一定の限度で覆すものであって、消費者保護に熱心な論者の間では廃止論が極めて強い。もっとも、裁判実務上は、みなし弁済の成立が認められる例はさほど多くはない。裁判例においてしばしば問題となる論点としては、以下のものが挙げられる¹⁷。

- ・17条書面および18条書面の交付があったか。
- ・交付された書面が17条書面および18条書面としての要件を満たしているか。
- ・借主の弁済が「任意」に支払ったものといえるか。
- ・借主の弁済が利息または賠償として支払ったものといえるか。
- ・不当利得に付される利息の利率は民事法定利率（年5%）か、商事法定利率（年6%）か、あるいはそれよりもさらに高利率なのか。

消費者金融業界では、利息制限法の撤廃を求める声が強い。小口・無担保（かつ繰上返済自由）の融資においては、制限利息を厳守するのでは回収コストすら賄うことができないし、裁判実務上みなし弁済規定の成立要件が厳格に解されている現状では、一旦得た利息収入を不当利得返還請求によりいつ返還させられるかもしれないという不安定さ¹⁸を免れず、これでは法令の制限内で一般庶民に対して金融を供給しようとする者はいなくなり、ヤミ金融の被害が拡大する一方であるとの見解がある。また、アメリカでは利息の制限を州法に委ね、どの州の住民に対する貸付についても貸主が所在する州の利息の制限が適用されているために、貸倒れの危険性に応じた多様な金利市場が成立しており、借主は機動的に融資を受けることができているという主張もなされている。加えて、昨今流行している市場理論の視点からの金利規制撤廃も主張されている。

これに対して、貸金業者の中には制限利息の範囲内の貸付で営業を継続しているものもあり、利息制限法が庶民金融の障害とはなっていないこと、ドイツやフランスでは日本よりもはるかに厳格な金利規制がなされており、日本より金利規制が緩い先進国は英米のみであること¹⁹、近年の実態からすると、ヤミ金融に手を出す者のほとんどは、消費者金融からの高利の借金を返済のためにヤミ金融から借金をしているものであり、

本法を撤廃・緩和して消費者金融に今以上の高利を許せば、これまでよりもヤミ金融の被害が拡大する可能性があること²⁰、最近の自己破産者の多くは、ギャンブルなどによる浪費・蕩尽というよりは、不況のためのリストラ、減給などの理由によって生活に困窮し、日々の生活費を賄うために複数の消費者金融からの借金を繰り返し、多重債務者になり支払不能に陥っているため、利息制限法を強化して消費者金融が本法を遵守せざるを得ないようにしたならば、こうした多重債務者の増加を相当程度抑制することができ、消費者金融業者の収支を圧迫する最大要因である自己破産の件数を減らすことが可能となること、消費者金融から借金をする者の多くは、他の消費者金融から借金をしており、それを返済するために別の消費者金融業者から借入れを繰り返すことや、消費者金融側にしても債務者の収入をきちんと調べずに、複数の同業他社からの借入れがあっても返済能力を無視した貸付けを行う、いわゆる過剰融資の問題があり、このような消費者は、消費者金融の提示する金利が高すぎるから借入れを控えるという行動をとる余裕などなく、当事者が冷静にかつ合理的な選択を行って取引に入るか否かを決定するという、市場原理が機能する大前提を欠いていること、などを論拠として、利息制限法の撤廃に反対する声も強い。

近年、一部の業者には、政治団体を結成、業者有利となる法制度にすべく政府与党に対して働きかけを行おうとする動きもあり、消費者団体・弁護士会から非難されている。

このように複雑な法律問題が生じていることについて、貸金業者側からは「みなし弁済の要件が厳しすぎる」との指摘があるが、その一方で、「消費者金融が利息制限法を守らない貸付けをするのが悪い」という指摘も多い。29.2%という出資法上限金利（かつ、みなし弁済が認められれば収受可能な金利）は、英米を除く先進諸外国に比べて高すぎる、との意見もある。適正な金利水準を考えるうえで、最も重要な点は借手がその恒常的な収入の中で無理なく返済できるか否かである。その点からすれば、現行の金利水準は、消費者にとっても負担が困難な水準であるといえるのではない。利息制限法の金利水準は、昭和29年の同法制定当時のままで固定された状態になっており、当時の銀行貸出金利の水準（9～10%程度）やその後の趨勢としての金利低下傾向からすれば、現在では割高になっている。また、その後の物価変動等を考慮す

れば、適用金利の金額区分（10万円、100万円）についても再検討の必要がある。

グレーゾーン金利について

利息制限法の上限金利を超えるが、出資法（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律）の上限金利を超えない金利をグレーゾーン金利という²¹。実はこの2つの法律は、いずれも利率をその規制対象としながらも取り締まる目的がまったく異なっている。利息制限法に定める上限利率はそれを超えると契約としては無効となる民事上の問題であるのに対して、出資法に定める上限利率はこれを超えると犯罪という形で罰則が科されることになる刑事上の問題である。出資法は、「金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合」に、年29.2%（うるう年には年29.28%。1日当たり0.08%。）を超える割合による利息の契約をしたときは、「5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」と定めている（出資法5条2項）。通常、この「年29.2%」が出資法に定める上限金利となる。出資法に定める上限金利を超えて利息の契約をすると、契約ただけで刑罰が科され、貸金業の登録取消・業務停止等の制裁が課されるため、多くの貸金業者はこの金利を超えて貸し出すことはない。登録を受けた貸金業者であれば、かなり容易にグレーゾーン金利による利息を受けることができ、利息制限法の上限金利は簡単に踏み越えられることになる。このようなグレーゾーン金利を発生させる仕組みは、貸金業の統制を図るために整えられた面がある。つまり、登録を受けた貸金業者に対する監督官庁による厳しい規制というムチと、その見返りとして、グレーゾーン金利による利息を享受できるというアメの役割を、それぞれ果たしているからである。

このグレーゾーン金利に関して、裁判所は、前述の判例の通り、債務者に有利な方向で解釈する姿勢が強かったが、最高裁は、今年（2006年）1月、灰色金利での融資について「法43条1項にいう「債務者が利息として任意に支払った」とは、債務者が利息の契約に基づく利息の支払に充当されることを認識した上、自己の自由な意思によってこれを支払ったことをいい、債務者において、その支払った金銭の額が利息の制限額を超えていることあるいは当該超過部分の契約が無効であることまで認識していることを要しないと解さ

れる²²けれども、債務者が、事実上²³にせよ強制を受けて利息の制限額を超える額の金銭の支払をした場合には、制限超過部分を自己の自由な意思によって支払ったものというわけではなく、法43条1項の規定の適用要件を欠くというべきである」（最判平成18年1月13日）として、グレーゾーン金利に対して、事実上、強制されて支払った場合には、特段の事情がない限り無効との判断を示すことになった。

また、これを受けて、2006年2月、貸金業の監督を行う金融庁は、貸金業規制法施行規則（内閣府令）の改正を行うことを表明した。ただ、グレーゾーン金利の撤廃については未定とした。また、2006年4月、金融庁総務企画局長の私的懇談会「貸金業制度等に関する懇談会」²⁴でも、グレーゾーン金利についての議論が行われている。上限金利を超える融資について出資法では刑事罰を科しているのに対して、利息制限法では原則、無効としつつも罰則規定を設けていない。このため、消費者金融の多くがグレーゾーン金利で融資しており、多重債務を抱える利用者が急増した一因になっているとの指摘もある。

グレーゾーン金利での融資は、貸金業規制法で利用者の同意など一定の条件を満たす場合に限り認められている。しかし、こうした条件を満たしたケースは少ないとされる。先の最高裁の判断も含め利息制限法の上限を超える金利の支払いを制限する判例が相次ぐとともに、利用者が払いすぎた利息の返還を求めて訴訟を起こすケースも増えている。こうした見直し機運の高まりもあること、また、現行の「みなし弁済」制度については、貸金業者側にとっては利息制限法を超える金利が民事上無効であることを説明する必要がなく、債務者側にとっては当初の金利支払契約の一部を弁済時に反故にできるという点で、双方の不公平な対応を容認する制度であり、懇談会ではグレーゾーン金利の撤廃ということで意見はほぼ一致した。その一方で、貸金市場においては、他社からの借入れによる返済等を通じた信用リスクの転嫁、信用情報の不完全な利用、債務者側の理解不足等により、価格メカニズムが十分に機能していないことから、上限金利規制が現段階においては必要との見解も示されている。グレーゾーンをめぐる議論においては、利息制限法と出資法の二重金利の下で、現在「みなし弁済」となっている両金利間の取扱いをどうするかという問題と、そもそも利息制限法と出資法の二重金利を廃止していずれかの水準に一本化すべきかどうかという問題があることの共通

認識はなされているが、撤廃後の上限金利の水準をめぐっては、懇談会でも意見は割れている。利用者側が金利を引き下げて利息制限法の水準に一致させるよう主張するのに対し、業者側は「金利を下げすぎると貸し出し審査を厳しくせざるを得ず、消費者金融で借りることができなくなる人がヤミ金融に流れる可能性がある」と出資法の水準で一本化することを求めている。

ただ、今回のアイフルの行政処分をきっかけに、消費者金融大手が強引な取り立てなど違法行為を放置している実態が浮き彫りとなっており、業者側の主張に説得力が欠ける結果となっている。

出資法の上限金利を29.2%に止めることは、今や市場の大半のシェアを占めるに至っている大手消費者金融業者の現在の営業金利を追認していることになる。公定歩合が年0.5%、銀行の普通預金が年0.05%という現在の超低金利時代においては、上限金利を利息制限法と同じ水準まで引下げの方向で一本化し、グレーゾーン金利を撤廃する法改正に直ちに着手すべきであるとの主張が妥当であろう。その場合には、現行の利息制限法の金利水準（20%～15%）と適用金利の金額区分（10万円、100万円）に拘束されることなく、現状に適應した金利水準と適用金利の金額区分を見直すべきであるのは当然のことである。

む す び

グレーゾーン金利問題の最終決着は秋の臨時国会を待たなければならないが、少なくともたたき台になる今回の懇談会の結論は、消費者金融業者に厳しいものであった。業界のあり方をめぐる第1ラウンドは、業界側の完敗といえる。

もっとも、今後の消費者金融に対する規制の強化が、すべてを好転させるとも考えられない。

例えば、上限金利が利息制限法の金利に統一されるとするとどういふ結果が生じることになるのだろうか。新たに定められた上限金利以上で貸し付けると、金融業者には刑事罰や行政処分の対象になるから、上限利息は徹底され「返済しても返済してもなかなか返し終わらない」といった声は少なくなるかと思われる。

消費者側（債務者）にとっては、このように良い変化につながる要素も考えられるが、一方、消費者金融業者側（債権者）にとっては大問題である。現状の消費者金融や商工ローンなど、出資法ギリギリの金利で貸し付けていた金融業者は、当然、貸出金利を見直し

なければならない。利益は一気に減ることが予想され、零細な消費者金融業者にとっては死活問題にもつながりかねない。

また、審査が厳しくなったことにより借りられなくなった人をターゲットにした悪質で実態がつかみにくいヤミ金融が広がる懸念も消えない。人間の欲望がなくなる限り、金融への需要は尽きないのも事実である。大手への監督だけでなく、手が届きにくい中小の業者、無登録(ヤミ)業者を含めて、どう取り締まりを強め、規制の実効性を高めていくかは重要な課題である。また長い目でみると、現在のところある程度機能している「任意整理」「特定調停」(過去のグレーゾーン金利を元金に充当し、解決を図る解決策)といった解決法に効果が表れにくく、検討される幅も狭まってくる危険性も孕んでいるといえる。現在、約2,000万人が利用しているといわれる²⁶消費者金融であるからこそ、計り知れない、予測不能な影響がでることは必至である。ある意味では、借り手にとっても今まで以上に過酷な運命が待ち受けているのかもしれない。

(注)

- 1 業務停止の期間は、5月8日からで、特に違法とされた五稜郭店(北海道函館市)・西日本管理センター3係(滋賀県草津市)・新居浜店(愛媛県新居浜市)が6月1日までの25日間、諫早店(長崎県諫早市)・コンタクトセンター福岡カウンセリングセンター九州(福岡県福岡市)が5月27日までの20日間、残りの全店舗が5月10日までの3日間。金融庁はこの命令について、「法令に基づき対処した」とコメントしている。アイフルは記者会見で「早期の信頼回復に努めたい」と、CM・新聞・雑誌広告や街頭でのポケットティッシュの配布などを2ヶ月間自粛する意向を示した。なお、一部の店だけに限らず全ての店舗が業務停止命令の対象となるのは、2005年11月25日の事業者金融(商工ローン)最大手のSFCG(旧・商工ファンド)以来で、消費者金融大手としては初めてである。
- 2 アイフルのチワワ犬(クーちゃん)を使ったテレビCMなどについて、「アイフル被害対策全国会議」が2006年1月18日、社団法人日本広告審査機構に中止や適正化を求める苦情申し立てを行っている。同会議は「CMでは実質年率が最高28.835%と表示しているが、これが利息制限法違反の無効な金利であることを示しておらず、視聴者に誤解を与える」という理由を示している。
- 3 本件の当事者であるシティズ(京都市)は奇しくもアイフルグループの事業者ローン会社であった。
- 4 消費者金融は「サラ金」と呼ばれることも多いが、社団法人神奈川県貸金業協会(吉野英樹会長)は、2005年10月4日に「サラ金」と呼ばないことを求める会長声明を出している。
- 5 自動契約機とは、消費者金融会社の支店や無人店舗に設置されている大型の情報機器で、本店等との間で身分証明書の提示と情報入力などにより審査を行い、その場で金銭貸借の契約手続とサラ金カードを発行するものをいう。契約機が設置してある場所に無人店舗が多いことから、無人契約機とも呼ばれる。1993年にアコムが設置した「むじんくん」が最初である。
- 6 大手消費者金融専業会社のうち、武富士・アコム・プロミス・アイフル・レイク・三洋信販を指す。当初、レイクを除く各社が1997年2月に消費者金融5社連絡会を結成。同年5月にレイクも加入し消費者金融連絡会と改称。レイクは後に、米・GEキャピタル傘下のGEコンシューマー・ファイナンスとなり、2003年4月に連絡会を脱退している。
- 7 ヤミ金融、ヤミ金、闇金などともいわれ、国(財務局)や都道府県に貸金業としての登録を行っていない貸金業者、または、その業務を指す。さらに、貸金業の登録をしているものの違法な高金利を取る業者、または、その業務を闇金融に含めることもある。貸金業を営む場合は、本来、国や都道府県に貸金業としての登録が必要であるが、登録を行わず、出資法の制限を超える金利を課す、人権を無視した取り立て(キリトリ、債権回収業務)を行う、といった業者が存在する。ダイレクトメールや携帯電話などで勧誘を行ったり、スポーツ新聞などに広告を出すことが多い。当初は非常に低利な融資条件を提示するものの、実際に貸付の段階になると高率の金利を求める、というパターンが頻繁に見られる。また、知名度の高い企業に酷似した商号を名乗って勧誘活動を行っていることが多い。
- 8 大手消費者金融「武富士」(東京)が組織的にジャーナリストや元役員らの電話を盗聴していたとして、「全国ヤミ金融対策会議」代表の弁護士らから武井保雄会長や法人としての武富士などに対する電気通信事業法違反容疑の告発状が東京地検に提出された。

- 告発状によると、武井会長が同社従業員に盗聴を指示し、横浜市の探偵事務所代表に依頼し、2000年8月-2001年2月に武富士に批判的なジャーナリストや元役員らの自宅、事務所などの電話を盗聴したとされる。
- 9 判例の変遷につき、鎌野邦樹森泉章編「新・貸金業法規正法」勁草書房2004年第6章みなし弁済276頁~281頁
- 10 最判昭和37年6月13日民集16巻7号1340頁
- 11 最判昭和39年11月18日民集18巻9号1868頁
- 12 最高裁昭和43年11月13日判決民集22巻12号2526頁
- 13 最高裁昭和44年11月25日判決民集23巻11号2137頁
- 14 ただし、保証会社が保証債務の履行を主債務者に請求する場合の賠償額の前定については、消費者契約法9条2項所定の制限が適用される。
- 15 17条書面の詳細につき、大村修二郎長尾治助編「新版判例貸金業法」法律文化社2005年第1章判例貸金業法二一四貸付の際の書面交付(17条)25頁
- 16 18条書面の詳細につき、大村正二郎前掲二一五返済に際しての交付書面(18条)
- 17 みなし弁済規定については、小田宏之長尾治助編「新版判例貸金業法」法律文化社2005年第1章判例貸金業法五制限超過利息とみなし返済(43条)69頁を参照。
- 18 ちなみに、みなし弁済規定が成立しない利息も、「収入すべき金額」(所得税法36条1項)として一旦課税されるが、不当利得返還請求によりこれを返還した場合、その返還した金額は損金となる。
- 19 イギリスには金利規制はなく、ドイツは「市場金利の2倍またはプラス12%」といった変動制の上限金利を採用している。
- 20 実際に、韓国では、利息制限を撤廃したとたん200%もの年利を課す業者が大量に現れ、これによって自殺する者が急増して社会不安が増大したため2002年に利息制限を復活させている。
- 21 貸金業者の2004年3月末の貸付残高46兆8000億円のうち、消費者向けのものは19兆6500億円に達し、その多くでグレーゾーン金利が適用されている。グレーゾーン金利については、鎌野邦樹前掲三グレーゾーン利息の性質291頁~295頁を参照。
- 22 最判平成2年1月22日・民集44巻1号332頁
- 23 座長吉野直行慶應義塾大学経済学部教授詳細については、以下の金融庁のホームページを参照 http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kasikin/singi_kasikin.html 参照
- 24 平成16年度の登録者数は2079万人(個人信用情報機関「全国信用情報センター連合会」による調査)